

# 建設コープおおさか

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-8-9  
<http://www.kensetu-co-op.com> 電話:06-6533-1675

## 住まいの換気

快適で健康的な住まいのために空気のメンテナンスをしましょう！

### 換気口をフィルター付きに交換

フィルター付き給気口は3ヶ月に1度はクリーニングし、半年に1度はフィルターの交換をしましょう。

### 洗面室・トイレの天井の換気口掃除

放っておくとホコリがたまって空気の通路をふさいでしまいます。クリーナーで吸い取ったり、柄の長いモップなどでこまめにお掃除を。

### 窓のサッシと網戸のお手入れ

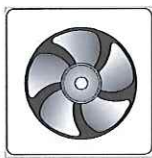
サッシのレールには結露した水を排水する切込みや小さな排水口が付いているので1ヶ月に1度はお掃除を。アルミ部分の汚れがひどい時は、台所用中性洗剤を含ませた雑巾で汚れを落とし、水しぼきをしてから、からぶきをします。網戸についた汚れやほこりは、窓を開けたときに風と一緒に入ってくることに。週に1度はポリバタキかブラシで払いましょう。また網戸の片面に新聞紙を貼り反対側からクリーナーをかけてホコリを吸い取っても。

### エアコンから「コポコポ」音がすることはありますか？

気密性の高いマンションでは、室内と室外の気圧差により、エアコンドレンホースが空気の通り道になることがある。強風のときや換気扇を使用した際、ドレンホースから外の空気が入り込み、室内機で発生した水がスムーズに流れずにコポコポと音を立てることがあり、窓を開けるなど換気を徹底すると、改善する場合があります。

### 換気のコツ

- ・1カ所の窓を開けるのではなく、なるべく対角線上になるように2カ所を開ける。
- ・空気の入り口となる窓を15cmくらい開け、出口となる方の窓を全開にする。
- ・空気がよどんでしまう場所は扇風機などを回す。
- ・晴れた日の湿度の低い時間帯に換気する。(秋・冬ならば12時～14時、春・夏ならば12時～16時)
- ・家具は壁から5cmほど隙間を開けて設置する。



・レンジフードを使う場合は窓や自然換気口を開ける。



## 4月の行事報告

2020年度第1回理事会を開催  
 日時：2020年4月23日(木)  
 6:30～20:00  
 場所：建設コープおおさか会議室

### 【報告】

1.2019年度決算報告

### 【議題】

- 1.総会開催の件  
開催日：5月23日(土)
- 2.次回理事会開催予定  
開催日：5月3日(土)

## 大阪府

### I 府独自の基準に基づく自粛要請解除及び対策の基本的考え方「大阪モデル」

#### I 府独自の基準に基づく自粛要請解除及び対策の基本的考え方【大阪モデル】



### II 新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準の考え方

#### II 新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準の考え方

- ① 感染拡大状況を確認するため、府独自指標を設定し、日々モニタリング・見える化。
- ② また、各指標について、「感染拡大の兆候」(感染の収束状況)を判断するための基準を設定。  
 ※以下の①～③の指標全てが基準に達した場合、府長への自粛要請等の対応を段階的に実施。  
 以下の①～③の指標全てが原則7日連続基準を満たした場合、自粛等を段階的に解除。

#### <モニタリング指標と基準の考え方>

モニタリング指標 (見える化)		自粛要請等の基準	自粛解除の基準
分析事項	内容		
(1) 市中での感染拡大状況	① 新規感染者数(1日あたり)の増加率 ② 新規感染者数(1日あたり)の増加率(10%) ③ 新規感染者数(1日あたり)の増加率(10%)	1以上	—
(2) 新規感染者数の発生状況(検査体制の状況)	① 検査体制の整備状況 ② 検査体制の整備状況	5～10人以上	10人未満
(3) 検査体制の状況	① 検査体制の整備状況	7%以上	7%未満
		—	60%未満

※1 基準は、3月末日までの感染拡大状況に基づき設定。  
 ※2 今後、感染発生が顕著な場合、必要に応じて変更される。

## 【新型コロナウイルス感染症関連】

### 固定資産税等の軽減

#### 1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含）の保有する建物や設備等の

**来年2021年**※の固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じ0または1/2とする。

※2020年の固定資産税・都市計画税は1年間納税猶予される場合がある。

＜減免対象＞※いずれも市町村税

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額1.4%)
- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
0%以上50%未満	2分の1

※賃料を割引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象

#### 2. 固定資産税の特例(固定0)の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※と追加するとともに、2021年3月末までとなっている摘要期限を2年間延長する。※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など。



対象地域	全国1646自治体（うち1642が0(2月末時点)） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とも導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要がある。
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%)について 投資後3年間、0～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

#### 【編集後記】

新型コロナウイルスが2019年12月以降に中国湖北省武漢市で発生し、あっという間に世界中に広まり、多くの人々が感染し、多くの人々が亡くなり、現在も苦しんでいる人がいます。今、私たちが出来ることはこれ以上感染者を増やさない事に尽きる。そのためには個々の自制と協力を惜しまないこと。

